

意匠分類記号	意匠分類の名称
C 6 - 5 0	冷蔵庫、製氷機等、車載用冷蔵庫

対応する旧意匠分類 移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
C 6 - 5 0	全	冷蔵庫・製氷機等
参考分類・参考物品		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
J 5 - 1 0 0 0		自動販売機
再掲載指示		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
この分類に含まれる物品		
定義		
<p>食品を冷蔵、冷凍、温蔵等、恒温状態で保存する、いわゆる恒温庫、及び製氷し、氷を保存又は供給する機器等。食生活で使用する恒温、製氷機能を有するもので、設置的な大型タイプについては、他の分類場所のないものは全てこの分類を含む。</p>		
<p>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠) コイン投入口のあるものは自動販売機(J 5 - 1 0 0 0)に分類する。 「冷蔵庫(流し台付き)」は、「流し台」及び「冷蔵庫」の全体に占める比率に関係なく、流し台が付いているものは全て、「他物品組込み流し台及び他物品組込み調理台(D 5 - 1 2 0 2)」に分類することとする。</p>		
分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		